

自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗用時のヘルメット着用が、努力義務化以降も着用が浸透していない状況であることを踏まえ、着用の促進を図るため、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することに関し、補助金等交付規則（昭和47年阿南町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもののうち、令和5年4月1日以降に購入されたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他 アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 高校生等 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満16歳から満18歳までの者をいう。
- (3) 高齢者 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満65歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有している高校生等又は高齢者

(2) 過去に、県内市町村で、長野県が実施する自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者

(3) 同一のヘルメットに対する前号以外の補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者がヘルメットを購入するために要した費用とする。ただし、町長が認めた場合は、令和6年度以降の年度の3月31日において満16歳となる補助対象者が、補助金の交付申請を行う前年度の3月1日以降にヘルメットを購入するために要した費用を対象とすることができる。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書兼交付請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に対し、ヘルメットを購入した日から90日以内に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続が完了したことを証する書類（領収書等）

(2) 第2条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの（ヘルメットの写真等）

(3) 申請者の本人確認ができるもの（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）

(4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第3条に規定する補助対象者が高校生等であるときは、前項の規定にかかわらず、その保護者（親権を行う者及び未成年後見人その他の者で、社会通念上、高校生等を現に監護

する者をいう。以下同じ。)が申請者となることができる。

- 3 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、第1項の規定による申請をするに当たっては、その法定代理人の同意を得なければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

- 3 町長は、申請内容を審査した結果、適性でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)にその理由を付して通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、申請者は町長の指示するところにより、取り消された補助金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 申請者が令和5年4月1日から令和5年12月31日までにヘルメットを購入した場合には、第6条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに様式第1号及び第5条各号に定める書類を提出しなければならない。

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号 (第6条関係)

自転車用ヘルメット購入費補助金 交付申請書兼誓約書兼実績報告書兼交付請求書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

*申請者が未成年者の場合は保護者等の同意が必要になります。

保護者等 住所
同意欄 氏名
連絡先

自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請
します。

1 ヘルメットの使用者

氏名	生年月日	年 月 日
	申請者との関係	

2 申請額

ヘルメットのメーカー・品名または品番	購入年月日	安全基準※1	購入価格(税込)	補助金申請額※2
	年 月 日	SG・JCF・CE・GS・ CPSC その他()	円	円

※1 安全基準：購入したヘルメットの安全基準を以下を参考に選択してください。(複数ある場合はすべてを選択)

- ・ 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク
- ・ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク
- ・ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク
- ・ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク
- ・ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク

※2 補助金申請額：ヘルメットの購入価格 × 1/2 (上限 2,000 円、100 円未満切り捨て)

3 振込先

金融機関名		支店・支所名							
口座種別		口座番号 (7桁)							
口座名義 ※カタカナで記載									
【委任払い申請】この支払について、受領を口座名義人に依頼する。申請者自書									

※必ず申請者名義の口座を指定すること。別名義の口座を指定する場合は、上記委任払い申請書に申請者本人が自署すること。

※口座番号は右詰めで記入すること。

誓約事項（□に✓をいれてください）

申請にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 一 当該交付申請に係るヘルメットの使用者が、過去に、県内市町村で、長野県が実施する自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていないこと
- 二 当該交付申請に係るヘルメットの使用者が、当該ヘルメットに対して他の補助金の交付を受けていないこと
- 三 購入するヘルメットは新品であること

添付書類

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）
- (2) 安全基準の認証等の確認ができるもの（ヘルメットの写真等）
- (3) ヘルメットの使用者の本人確認ができるもの（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等の写し）
- (4) その他必要な書類

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

阿南町長

自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった自転車用ヘルメット購入費補助金を
次のとおり交付決定する。

記

1 補助金額 円

総務課	係
TEL 22-2141	

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

阿南町長

自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった自転車用ヘルメット購入費補助金を次のとおり不交付決定する。

記

1 不交付決定理由

総務課	係
TEL	22-2141